

ニホンウナギの採捕の禁止（内水面漁場管理委員会）

島根県内水面漁場管理委員会指示第5-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、ニホンウナギの繁殖保護を図るため次のとおり指示する。

令和5年3月14日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

1 制限の内容

(1) 採捕を禁止する水産動物

全長30センチメートルを超えるニホンウナギ

(2) 採捕を禁止する区域

島根県内の内水面（公共用水面及びこれと連接一体を成す水面）

(3) 採捕を禁止する期間

毎年11月1日から翌年3月31日までの間。ただし、次に掲げる区域については、それぞれ次に定める期間とする。

ア 内共第1号の漁場の区域 毎年1月1日から3月31日まで

イ 内共第4号の漁場の区域 毎年12月1日から翌年3月31日まで

2 適用除外

島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）第45条第1項に規定する試験研究等を目的として、島根県内水面漁場管理委員会の承認を受けニホンウナギを採捕する場合においては、この指示を適用しない。

3 指示の有効期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで